

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書				事業年度	:	:	法人名		
法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算									
当期税額控除可能額 (7の合計)	1		円	当期税額基準額 $((2)-(3)) \times \frac{90}{100}$	4		円		
調整前法人税額 (別表「2」又は別表「2」若しくは「13」)	2			法人税額の特別控除額 ((1)と(4)のうち少ない金額)+(3)	5				
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表(十四)「14」+「28」)	3			調整前	【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。				
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び適用を受ける各特別控除制度				当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額	法人税額の特別控除額			
				7	8	9			
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	①	別表六(九)「21」	円	円	別表六(九)「23」			
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	②	別表六(十)「18」			別表六(十)「20」			
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③	別表六(十二)「9」			別表六(十二)「11」			
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④	別表六(六)付表「1の③」		別表六(六)付表「2の③」	別表六(十五)「21」			
	当期分	⑤	別表六(十五)「14」			別表六(十五)「16」			
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥	別表六(六)付表「1の⑧」		別表六(六)付表「2の⑧」	別表六(十六)「23」			
	当期分	⑦	別表六(十六)「16」			別表六(十六)「18」			
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧	別表六(十七)「23」			別表六(十七)「25」			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨	別表六(十八)「23」			別表六(十八)「25」			
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩	別表六(十九)「18」						
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪	別表六(二十一)「16」						
	当期分	⑫	別表六(二十一)「21」						
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬	別表六(二十一)「27」						
	当期分	⑭	別表六(二十一)「8」						
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮	別表六(六)付表「1の⑩」		別表六(六)付表「2の⑩」	別表六(二十一)「17」			
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯	別表六(六)付表「1の⑪」			別表六(二十一)「17」			
	当期分	⑰	別表六(六)付表「1の⑫」		別表六(六)付表「2の⑫」	別表六(二十一)「17」			
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑱	別表六(二十四)「43」			別表六(二十四)「45」			
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲	別表六(二十五)「18」			別表六(二十五)「20」			
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳	別表六(二十六)「19」			別表六(二十六)「21」			
		㉑	別表六(二十六)「26」			別表六(二十六)「28」			
		㉒	別表六(二十六)「41」			別表六(二十六)「43」			
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉓	別表六(六)付表「1の㉑」		別表六(六)付表「2の㉑」	別表六(二十七)「23」			
		㉔	別表六(六)付表「1の㉒」		別表六(六)付表「2の㉒」	別表六(二十七)「33」			
		㉕	別表六(二十七)「16」			別表六(二十七)「18」			
	当期分	㉖	別表六(二十七)「26」			別表六(二十七)「28」			
		㉗	別表六(六)付表「1の㉓」		別表六(六)付表「2の㉓」	別表六(二十八)「29」			
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉘	別表六(二十八)「22」			別表六(二十八)「24」			
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙	別表六(二十九)「12」			別表六(二十九)「14」			
合 計					(6)	(5)-(3)			

別表六(六)
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.23】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。